

御船町恐竜博物館 博物館実習受入要項

1 趣 旨

本要項は博物館法施行規則第1条の規定に基づく「博物館実習」（以下、「実習」という。）の単位を御船町恐竜博物館（以下、「博物館」という。）における実習によって修得しようとする学生（以下、「実習生」という。）の受入について、必要な事項を定めるものとする。

2 対象者

大学において学芸員資格取得に必要なカリキュラムを履修し、必要な単位を取得または取得見込みの者。

3 定 員

定員は原則として10名以内とする。

4 申し込み方法

実習生が在学する大学は、次の書類を当該年度の4月末日までに博物館に提出する。

- (1) 依頼文書（公印を押印したもの）
- (2) 個人調書（写真が添付された履歴書）
- (3) 実習生が作成した実習希望理由書（様式1）

5 受入通知

申し込みがあった場合は、博物館はその内容を審査し、5月末日までにその結果を大学へ通知する。

6 実習実施に必要な書類

実習生の受入を通知された大学は、実習開始前に次の書類を博物館に提出する。

- (1) 大学が定めた館園実習参加要領等（実習の事前指導内容がわかるもの）
- (2) 実習記録簿・出勤簿様式
- (3) 博物館が作成を要する実習評価書類様式
- (4) その他大学が必要とする書類

7 実習期間

実習期間は大学の規定に応じて5日間から14日間の範囲で年度ごとに別に定める。

8 実施時期

実習を実施する時期は、原則として当該年度の8月～9月とし、詳細な日程は年度ごとに別に定める。

9 実習内容

内容は、主として古生物学・地質学分野に関する調査研究、標本作製技術、コレクション管理、博物館教育、展示開発、デザイン技術等、広範な学芸員の業務を経験できるよう配慮し、年度ごとに別に定める。

10 実習費

原則として無料とする。但し、交通費、通信費、受講に必要な個人の消耗品費等は自己負担とする。

11 事故に対する責任

実習中の事故に対する責任は、原則として大学及び実習生が負うものとする。

12 その他

この要項に定めるもののほか、必要な事項は館長が別に定める。

実習希望理由書

所属
氏名

実習希望理由書の作成について

以下の 1～5 の内容を網羅して作成してください。

文量は A4 1 枚程度を目安としてください。

1. 博物館に対する現状認識（社会的役割等）
2. 実習の背景となる経験（博物館及び専攻する分野に関する経験）
3. 御船町恐竜博物館での実習を希望する理由
4. 実習の目的
5. 特に希望する実習内容